

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		農地等の権利移動等の許可
根拠条例・規則等名		農地法
条 項		法第3条第2項
所 管 部 課		農業委員会事務局 農地調整課（電話：048-829-1903）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次のいずれかに該当する場合は許可することができない (1) 申請地を含め、所有及び借りている農地の全てを効率的に耕作する認められない場合 (2) 農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合 (3) 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合 (4) 申請農地の周辺の農地利用に影響を与えるおそれがあると認められる場合
	設定等年月日	年 月 日設定 令和5年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	30日
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		